

処分基準の設定

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	処分の概要	処分権者 (担当課)
3	青森市横内川水道水源保護条例	第11条第2項	行為是正又は一時停止の命令	青森市公営企業 管理者企業局長 (総務課)

処分基準

この条例は、水道法（昭和32年法律第177号）第2条第1項の規定に基づき、本市の水道の要である横内浄水場と雲谷地区簡易水道の水道水源を保護することにより、安全で良質なおいしい水を安定的に利用する市民の権利を将来にわたって守り、市民の皆さんの生命と健康を守ることを目的としています。

水道法 (責務)

第2条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。



そこで、水道水源を保護するため特に重要な区域を「水源保護区域」に指定し、区域の中では水道水源に影響を与えるおそれのある行為（=制限行為）を行おうとする場合は、あらかじめ公営企業管理者（=管理者）と協議し、水道水源への影響がないことを明らかにした上で、許可を取得してからでなければ行うことができません。

制限行為の種類（条例第7条第1項）

1. 汚水等の発生原因となる建築物その他の工作物を設置すること。（※改造や改築・増築を含みます。）
2. 宅地造成、土地の開墾、木竹の伐採や土砂の採取など土地の形質を変更すること。
3. さく井（=井戸を掘ること。）
4. その他水道水源に汚染等の影響を及ぼすおそれのある行為として管理者が定めるもの。



許可を受けた制限行為が、許可の条件となっている内容のとおりであれば問題はありませんが、内容に反して水道水源を汚染するおそれのある行為がされ、その結果、水道水源の水質や水量に重大な影響を及ぼすことになれば、条例が目的とする市民の皆さんの生命と健康を守ることが困難になります。

許可の条件とそれに反する行為（例）※事案によってはこれら以外にも条件が付く場合があります。

1. 雲谷地区で排水基準を満たす排水をする。⇔ **排水基準を超えた排水をする。**
2. 汚水等を貯留槽に溜め、汲取り処分する。⇔ **貯留槽から溢流又はクックが生じ地下浸透する。**
3. 土地の形質変更に伴い発生する泥水が水道水源に影響しない。⇔ **発生した泥水が水道水源に流入する。**
4. さく井のスクリーン位置が設置禁止範囲から外れている。⇔ **設置禁止範囲にスクリーンが位置している。**



そこで、**許可の内容に反する行為**を確認した場合は、まず是正を指導しますが、指導に従っていただけないときは、水道水源の保護を確実なものとするため、管理者は**期限を定めての行為の是正、又は行為の一時停止を命じます。**

意見陳述区分 弁明の機会の付与 ※緊急を要する案件に対しては、適用されない場合があります。